

天理市公告第42号

市有財産売払公告

下記市有財産の活用について、公募型プロポーザル方式による提案書を次のとおり募集するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年10月1日

天理市長 並 河 健

1. 概要

(1) 件名

旧御経野共同浴場活用による地域活性化事業

(2) 対象物件

所在地	財産種別	面積	地目・構造
天理市御経野町37番地6	土地	488.24 m ²	宅地
	建物	259.90 m ²	鉄筋コンクリート造

(3) スケジュール

令和6年10月1日（火）～	告示・募集要領の配布 （市ホームページに掲載）
令和6年10月21日（月）～ 令和6年10月23日（水）	現地見学会（任意参加）
令和6年10月1日（火）～ 令和6年11月15日（金）まで	質問受付
令和6年11月29日（金）	質問回答
令和6年10月28日（月）～ 令和7年1月21日（火）まで	応募書類（事業提案書、事業計画書等）
令和7年2月5日（水）	第1次審査の実施（書類選考）
令和7年2月6日（木）	第1次審査の選考結果通知
令和7年2月12日（水）	第2次審査の実施（プレゼンテーション）
令和7年2月20日（木）	最優秀事業者及び優秀事業者の決定 評価結果の通知、公表

2. 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

3. 参加資格

参加できる者は法人とし、本事業を行う能力を有する単独事業者又は共同事業者（複数事業者の共同）とします。共同事業者で参加する場合は、共同事業者を構成する協力事業者（以下「協力事業者」という。）の中から代表事業者を選定し、その代表事業者が、契約等諸手続きを行い、業務遂行の責めを負うものとします。なお、協力事業者は、他の共同事業者の協力事業者になることができず、単独での参加もできないものとします。やむを得ない事情で市が認めた場合を除き、協力事業者の変更は認めません。

さらに、単独事業者又は代表事業者を含む協力事業者は、次の①～③の要件全てに満たす必要があります。

- ① 国税、地方税を問わず税を滞納していないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されている者でないこと。
- ③ 天理市建設工事等暴力団排除措置要綱に定める除外措置要件に該当していないこと。

4. 審査

事業提案書等の必要書類の提出を求め、総合的な審査・評価を行い、最優秀事業者及び優秀事業者（次点者）を各1者選考し、売却相手を決定する。

5. 手続等

（1）募集要領の配布

- ①配布期間 令和6年10月1日（火）から
（土曜日・日曜日・祝日を除く。）
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- ②配布場所 御経野コミュニティセンター
天理市勾田町174番地

- ③配布方法 直接入手するほか、本市ホームページからダウンロードして入手することができます。

（天理市ホームページURL <http://www.city.tenri.nara.jp>）

（2）応募書類の提出

- ①提出期間 令和6年10月28日（月）から令和7年1月21日（火）
（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

- ②提出場所 御経野コミュニティセンター
天理市勾田町174番地
- ③提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る）、宅配便の方法により提出
持参の場合は、土・日・祝日を除く9時から17時まで
- ④提出書類 事業者に関する書類、事業提案に関する書類、買受希望価格書

6. その他事項

この公告に記載する事項以外の条件等については、「天理市旧共同浴場活用による地域活性化事業募集要領」のとおりとする。

7. 問い合わせ先

○御経野コミュニティセンター

TEL 0743-63-4607

FAX 0743-63-5964